

# 特定疾病保障保険

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険  
無配当特定疾病保障定期保険

2019年10月改定



必ず  
ご確認  
ください

法人で加入をご検討される場合、  
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、  
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

# がん・急性心筋梗塞・脳卒中とたたかうために

かつては不治の病といわれた、がん・急性心筋梗塞・脳卒中も、医学の進歩のおかげで早期発見・早期治療によって今や治る時代といわれています。万が一の時の治療費や入院費、その間のご家族の生活費など、必要になる費用への備えは十分にしておきたいものです。

## 3つの特徴

**1** **がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中**により以下の所定の事由に該当した場合**特定疾病保険金**をお支払いします。

対象となる疾病	お支払事由
<b>がん (悪性新生物)</b>	被保険者が責任開始期前を含めて初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき ※「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。
<b>急性心筋梗塞</b>	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ※虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症などは対象外です)。
<b>脳卒中</b>	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ※脳血管疾患のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳動脈の狭窄(脳血栓・脳塞栓)」が対象です。

## 仕組み

※特定疾病保険金をお支払いした場合は、ご契約は消滅し以後の死亡・高度障害保障はなくなります。

### 終身タイプ

### 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険

- 一生涯の安心保障です。
- 5年ごとに契約者配当金\*をお支払いします。

ご契約例(40歳)

- 保険期間...終身 ● 保険料払込期間...終身 ● 保険金額...2,000万円



※責任準備金などの運用益が、当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによっては変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

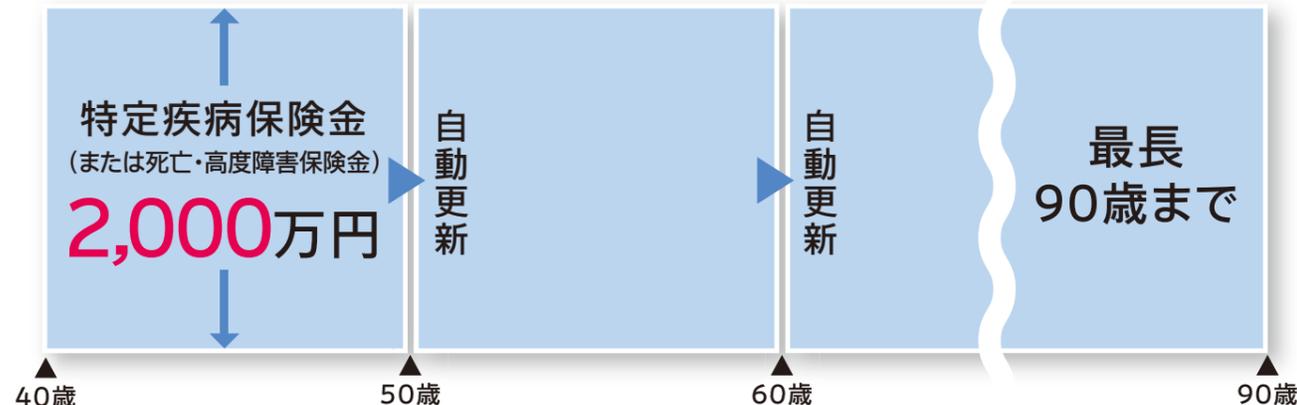
### 定期タイプ

### 無配当特定疾病保障定期保険

- 年満了契約の場合、90歳まで自動更新できます(更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率などにより計算します)。
- 無配当保険なので配当金はありませんが、その分保険料は割安になっています。

ご契約例(40歳)

- 保険期間...10年 ● 保険料払込期間...10年 ● 保険金額...2,000万円



## ■ 保険料例 (口座振替月払)

左記保障内容の場合

契約年齢(歳)	男性	女性
30	40,260円	36,200円
35	45,300円	40,100円
40	51,560円	44,660円
45	59,400円	49,920円
50	69,380円	56,100円

※2019年3月現在の保険料です。

## ■ 保険料例 (口座振替月払)

左記保障内容の場合

契約年齢(歳)	男性	女性
30	5,840円	7,100円
35	7,780円	9,880円
40	10,960円	13,540円
45	16,100円	17,000円
50	23,340円	19,440円

※2019年3月現在の保険料です。

**2** **死亡・所定の高度障害状態**になられたとき**死亡・高度障害保険金**をお支払いします。

**3** 「5年ごと利差配当付の終身タイプ」と「無配当の定期タイプ」、**ライフプランに合わせてお選びいただけます。**

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

# ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず  
ご確認  
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

## 特定疾病保障定期保険・特定疾病保障終身保険について

●この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	
特定疾病 保険金	悪性新生物 (がん)	被保険者が責任開始期前を含め、初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき
	急性 心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき	
高度障害 保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき	

- 責任開始日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患したと診断確定された場合には、悪性新生物には罹患しなかったものとして、特定疾病保険金はお支払いしません。その後、新たに乳がん以外でお支払いの対象となる悪性新生物に罹患したと診断確定された場合には、特定疾病保険金をお支払いします。
- 責任開始期前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、被保険者が真の病名を知っていたか否かにかかわらず、責任開始期以後に新たに悪性新生物に罹患しても特定疾病保険金をお支払いしません。
- 特定疾病保険金のお支払いは1回限りです。
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

## お支払いの対象となる特定疾病について

- 悪性新生物(がん)／ただし、上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんは対象外です。
- 急性心筋梗塞／虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞のみです(狭心症などは除きます)。
- 脳卒中／脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞(脳血栓・脳塞栓)です。

## 契約者配当金について(終身タイプ)

- 終身タイプ(特定疾病保障終身保険)は5年ごと利差配当付です。
- 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによっては変動(増減)し、お支払いできないこともあります。また、これに利息をつけて積み立てたものが5年ごと積立配当金ですが、この利率も経済情勢などにより変動します。
- 長期間継続したご契約については、特別配当金をお支払いすることがあります。  
※定期タイプ(特定疾病保障定期保険)には配当金はありません。

## 保険料のお払込みの免除について

- つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。
- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

## 指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

## 自動更新について(定期タイプで年満了契約の場合)

- 健康状態にかかわらず自動的にご契約が更新されます。更新を希望されない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください。
- 保険料は更新時の年齢・保険料率などにより計算されます。
- 更新後の保険期間は更新前と同一ですが、更新後の保険期間満了日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、短期の保険期間に変更して更新されます。
- 特約が付加されている場合、更新時には付加されている特約も同時に更新されます。

## 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。  
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

## 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

お問い合わせ先

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

# 法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品のご加入にあたっては、以下の点をご確認のうえでお申込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

**1**

法人向け保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

**2**

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。  
法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

**3**

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、**税務署等からも租税回避行為と認識される可能性がある**ことから、お勧めしていません。

**4**

保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先